

津幡町立小・中学校における 生成 AI の利活用に関するガイドライン



令和 8 年 8 月
津幡町教育委員会

Ver. 1.0

目次

1 生成 AI について	3
2 基本的な考え方	4
(1) 学校現場における人間中心の生成 AI の利活用	4
(2) 生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化	4
3 学校現場において押さえておくべきポイント	5
(1) 教職員が校務で利活用する場面	5
(2) 児童生徒が学習活動で利活用する場面	6
4 リスクと対応	8
5 今後の見直しと運用改善	10
【別紙】 津幡町小・中学校で利用できる生成 AI サービス	11

1 生成 AI について

生成 AI とは、文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称のことである。生成 AI は既存の情報を大量に学習し、それらを基に出力を行っている。数年前は対話型の文章生成 AI が中心だったが、今や文章だけでなく動画画像や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱うことができ、かつ、人間の反応と遜色ないスピードで応答ができるようになっている。

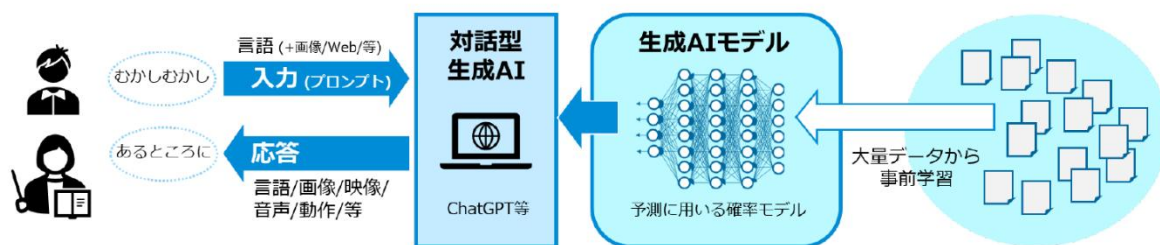
生成 AI は、急速に進化を遂げ、かつてないスピードで社会に普及しており、その利便性と内在するリスクによって社会に様々な影響を及ぼしている。教育分野においても様々な利活用が考えられる一方、学ぶことの意義そのものに対する根源的な論点から、差別や偏見、環境負荷等の倫理的・社会的な論点、利活用に当たってのセキュリティ確保等の技術的な論点、それらを踏まえた具体的な取扱い等の実務的な留意点まで、非常に幅広い論点が指摘されている。

学校現場においても、このような生成 AI の汎用的なサービスが利用可能なだけでなく、1 人 1 台端末の標準仕様のブラウザや学習支援ソフトウェア等にも組み込まれ、利活用の幅が広がりつつある。

一方で、生成 AI の性質上、誤った出力（ハルシネーション）を完全に防ぐことは難しいとされているほか、学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクも指摘されている。なお、これらのリスクを軽減する技術等も進展しつつある。

津幡町教育委員会は、上記のような生成 AI に係る情勢等を鑑み、学校現場における適切な利活用を実現するため、文部科学省が令和 6 年 12 月に策定した「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）」（以下、文部科学省ガイドライン（Ver. 2.0））及び石川県教育委員会が令和 7 年 6 月に策定した「生成 AI の利活用に関するガイドラインの活用の手引き（Ver. 1.1）」に基づき、「津幡町小・中学校における生成 AI の利活用に関するガイドライン」を策定した。

（文部科学省ガイドライン（Ver. 2.0） p. 5-6 より一部抜粋）



生成 AI の仕組み

2 基本的な考え方

「1 生成 AI について」で示した生成 AI の特徴を踏まえ、学校現場において生成 AI を利活用する際は、以下の 2 点に留意すること。

(1) 学校現場における人間中心の生成 AI の利活用

① 人間中心の原則

- ・生成 AI は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得るものと捉える。
- ・生成 AI の出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つことが重要である。

② 児童生徒の学びと生成 AI

- ・学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用する。
- ・生成 AI を利活用することが目的であってはならない。
- ・体験活動の充実をはじめとする教育活動における実体験と ICT 利活用とのバランスや調和に一層留意する。

③ 教師の役割と生成 AI

- ・指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割がより重要なものになる。
- ・生成 AI の仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定の AI リテラシーを身に付けることが求められる。

(2) 生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

① 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力

- ・学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。
- ・各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される。

② 情報活用能力の育成強化

- ・生成 AI の仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要である。
- ・生成 AI が社会生活に組み込まれていくことを念頭に、発達の段階等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を充実させていくことが必要である。

(文部科学省ガイドライン (Ver. 2.0) p. 7-9 より一部抜粋)

3 学校現場において押さえておくべきポイント

学校現場での適切な生成 AI の利活用の実現に資するよう、「安全性を考慮した適正利用」「情報セキュリティの確保」「個人情報やプライバシー、著作権の保護」「公平性の確保」「透明性の確保、関係者への説明責任」といった観点も踏まえた、押さえておくべきポイントを各場面や主体に応じて整理したので留意すること。

(1) 教職員が校務で利活用する場面

① 基本的な考え方

- ・適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成 AI が社会のインフラの一部となる時代において、より重要なものになる。
- ・授業準備や各種文書のたたき台作成を含む校務において利活用することで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につなげていくことが期待される。
- ・教職員自身が生成 AI の利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要である。
- ・教職員が生成 AI の仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、校務において生成 AI を積極的に利活用することは有用である。

(文部科学省ガイドライン (Ver. 2.0) p. 13 より一部抜粋)

② 具体的な利活用場面 (例)

◆児童生徒の指導にかかわる業務における活用

【授業準備】

- ① 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する。
- ② 児童生徒による授業の感想の要約案を作成する。
- ③ 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する。
- ④ 授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する。
- ⑤ 校外学習の実施行程のたたき台を作成する。

※なお、評定など児童生徒一人ひとりに合わせて作成する文書については、成績情報などから一般論を返すケースが多いと考えられることや、生成 AI が作成した評価を自らの言葉で保護者に伝えにくいことなどより、お薦めしません。

【部活動】

- ① 過去の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成する。

【生活指導】

- ① 児童生徒等の生活実態調査のためのアンケート案を作成する。

◆学校運営における活用

【教務管理】

- ① 時間割案・授業時数案を作成する。

【学校からの情報発信】

- ① 各種お便り（学校・学級だより、給食・保健だより等）・通知文・案内文のたたき台を作成する。
- ② 学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台を作成する。

【校内研修】

- ① 校内研修の資料のたたき台を作成する。
- ② 研修や講演会の録画を読み込ませ、要約案・議事録案を作成する。

【外部対応】

- ① 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する。
- ② 外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する。

(2) 児童生徒が学習活動で利活用する場面

① 基本的な考え方

- ・ 小学校 5 年生以上が使用できる。
- ・ 津幡町教育委員会の許可を得た端末およびアカウントで利用する。
- ・ 児童生徒の発達の段階や、これまでに身に付けてきた情報活用能力を踏まえ、考えられるリスクや注意点に対策を行った上で、生成 AI の活用を検討する。
- ・ その際、生成 AI の活用が、学習指導要領で求められている資質・能力の育成につながるか、また、教育活動の目的を達成するために効果的かどうかを十分に考えることが大切である。
- ・ 「生成 AI の仕組みそのものを学ぶ場面」「生成 AI の使い方を学ぶ場面」「各教科等の学習の中で活用する場面」を組み合わせ、行き来しながら学習を進めることで、生成 AI への理解を深め、学びに生かす力を高めていく。

② 児童生徒に事前に指導すべき生成 AI の使い方

- ・ 生成 AI の仕組みと特性の理解
生成 AI は、過去のデータを基に計算によって答えを出している仕組みであり、必ずしも正しい答えを出すとは限らないことを理解させる。また、もっともらしい誤り（ハルシネーション）や、偏った考え（バイアス）が含まれることがあるという限界を認識させることも必要である。
- ・ 生成 AI と対話し、情報を確かめる力
生成 AI から適切な回答を得るために、指示や問いを工夫する力を育てる。
あわせて、生成 AI の答えを鵜呑みにせず、他の資料や情報と比べて正しさを確認する習慣を身に付けさせる。
- ・ 考えを深める力と「問いを立てる力」
生成 AI の出力はあくまで「たたき台」として活用し、自分の考えで見直したり、別の視点から考えたりする力が重要である。
- ・ 情報モラルと倫理・法への配慮
生成 AI を使う際は、著作権や他者の権利を尊重し、個人情報を入力しないなど、情報モラルを守ることが必要である。また、レポートや発表で生成 AI を使った場合は、利用したことを明らかにするなど、ルールを守った活用を指導する。

③ 学習場面における利活用／不適切と考えられる例

【利活用が考えられる例】

- ・情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材にして、その性質や限界に気付く。
- ・生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する。
- ・グループの考えをまとめる、アイディアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する。
- ・英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする。
- ・外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する。
- ・生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する。
- ・プログラミング授業において、児童生徒のアイディアを実現するためのプログラム制作に活用する。
- ・生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う。
- ・教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする。

【不適切と考えられる例】

- ・生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する。
- ・各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）。
- ・詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる。
- ・テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する。
- ・教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI 出力のみに頼る。
- ・定期考査や小テスト等で使わせる。（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し得る状態とならないよう十分注意すべき）
- ・児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う。
- ・教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる。

4. リスクと対応

「対応」欄の□をチェックリストとしてご活用ください。

A. 情報の正確性と生成 AI の特性

リスク：・ハルシネーション：事実と異なる情報をそれらしく出力する
・バイアス：生成 AI が学習に用いているデータに含まれる偏見がそのまま反映される。

具体例：・「歴史上の人物についてまとめさせたら、存在しないエピソードを出力した」

・「ジェンダーや国籍に関して、偏った表現を出力した」

対 応：□出力結果は必ずファクトチェックを行う（ネット検索や専門書の参照等）

□あくまで「参考のひとつ」とし、最終判断と責任は教職員が持つ

□複数回やりとり（指示）して出力を調整し、自ら編集・推敲を加える

B. 個人情報・機密情報の漏えい

リスク：・入力内容が生成 AI 側に学習・保存されることで、特定の子ども・教職員に関する情報や機密情報の漏えいにつながる。

具体例：・「学年だよりを生成させる際に、実際の出来事＋児童の名前をそのまま入力した」

・「振り返りの分析で活用する際、名前は消したがクラスと出席番号が入っていた」

※なんらかの形で過去に学校名等を入力していると、容易に個人が特定できるおそれがある。

（入力禁止情報の例）

・児童生徒の名前や住所、電話番号、顔写真などの個人情報

・学校名、クラス、出席番号等、個人が特定できる情報

※元のデータと容易に突合できる場合は個人情報に該当しうること注意到意

・個人と紐づく成績や指導記録

・児童生徒の健康データなどの要配慮個人情報

・教員の人事評価、職務内容、校務計画などの非公開情報

・秘密保持契約（NDA）を結んでいる情報

対 応：□個人情報を入力しない（「男子①」など匿名化・仮名化）

□サービスの利用規約・プライバシーポリシーを事前に確認する

C. 著作権

リスク：・無自覚であっても、既存の著作物と類似するコンテンツを生成し、学校のホームページや通信などに掲載すると、著作権侵害とみなされる場合がある。

具体例：・「生成 AI に『キャラクター名等の固有名詞』を入力して画像を生成 → SNS に投稿」

※「作風」自体は著作権保護の対象ではないが、特定の作品・キャラクターを指すなど「創作的表現」のレベルに至ると侵害になりうる

・「既存の教材に酷似した問題文を生成 AI に作らせて、そのまま配布」

- 対 応：□特定の作品・キャラクター・クリエイターや事業所名の入力禁止。
- 出力物を利用する前に、酷似した作品がないか必ず検索等で確認。
- プロンプト（入力内容）や出力の経過を可能な範囲で記録しておく。
- 授業目的の利用と、公開利用（HP・SNS 等や対保護者・地域）では判断基準が異なるので、公開前に利用目的を再度確認する。（既存の著作物と同一又は類似かどうか判断できない場合、お便り等の授業外では利用しない）

※「授業目的」の解釈については、改正著作権法 35 条運用指針を参照のこと。

※生成 AI 自体は法的な人格を有しないため、AI の利用に伴う行為の責任は、生成 AI を用いる人（利用者）に帰属する。また、生成物の著作者も利用者となるが、具体性のない指示による生成物については、著作権が生じない可能性もある。

D. 情報セキュリティ

- リスク：・公的データや非公開情報が外部に流出。
- ・校務外の端末で操作することで情報漏えいにつながる。
- 具体例：・「校務で使う文書を、申請なく個人アカウントの AI サービスで生成」
- 対 応：□津幡町教育委員会が許可した業務端末・アカウントのみで利用。
- 私物端末・私用アカウントの使用は原則禁止。
- 情報漏えいをはじめ情報セキュリティ上の問題等が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告し、利用を停止すること。

E. 透明性と説明責任

- リスク：・画像や文章が、どのような過程で生成されたものか分からなくなる
- ・児童生徒や保護者が AI の利用目的やリスクを理解できず、不信感や誤解が生じる。
- 具体例：・「著作権等について説明を求められた際に、根拠を示せない」
- ・「保護者からの確認に対して、誤った説明をしてしまう」
- 対 応：□プロンプト（入力内容）や出力の経過を可能な範囲で記録しておく
- 保護者や児童生徒に説明が必要な場面では、事前に説明資料を準備・提示
- 教職員間で定期的に活用事例・懸念事案をレビューし、共通理解を深めたり、教育委員会へ問い合わせたりする。

※Canva には、令和 8 年 3 月現在、「Canva で作成したデザインの中で「出力」を使用する際には AI により生成されたコンテンツであることがデザイン閲覧者にわかるようにしてください。」という規定があります。

5 今後の見直しと運用改善

- ・本ガイドラインは、技術の進展や現場の声を踏まえて継続的に改訂します。
- ・必要に応じて、生成 AI 活用に関する研修等を実施します。

補足資料・サイト

- ・ [文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン Ver. 2.0」\(2024\)](#)
- ・ [文部科学省「教育データの利活用に係る留意事項 第3版」\(2025\)](#)
- ・ [文化庁「AI と著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」\(2024\)](#)
- ・ [文化審議会「AI と著作権に関する考え方について」\(2024\)](#)
- ・ [個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」\(2023\)](#)
- ・ [文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」\(令和7年3月\)](#)
- ・ [UNESCO「AI と教育に関するガイダンス」\(2023\)](#)
- ・ [Gemini アプリの安全性とポリシー ガイドライン](#)
- ・ [Gemini ヘルプ 仕事用または学校用の Google アカウントで Gemini アプリを利用する](#)
- ・ [Microsoft サービス規約](#)
- ・ [Canva AI サービスに関する利用規約](#)

以上

【別紙】 津幡町小・中学校で利用できる生成 AI サービス

以下 3 つのサービスは、津幡町教育委員会の契約するサービス内で利用できるものです。

サービス名	特徴・用途の例	利用環境	児童生徒利用
①Gemini (文章生成等)	インターネット上のあらゆる情報から、指示（プロンプト）に基づいて文章や画像などを生成。お便りや資料の作成、翻訳、コード生成など。	津幡町の Google アカウント	児童生徒も 利用できる
②Gemini Notebook (情報整理等)	自分が与えた情報のみの中から、指示に基づいて情報を整理。PDF や動画、音声データ等をもとに情報をまとめる際に便利。	津幡町の Google アカウント	児童生徒も 利用できる
③Canva AI (画像・動画 生成等)	インターネット上のあらゆる情報から、指示に基づいて、画像・動画を作成。	津幡町の Google ア ccountと紐づいた Canva アカウント	現在教員のみ 利用できる

- ・「津幡町小・中学校における生成 AI 利活用ガイドライン」の（2 項、基本的な考え方）から（4 項、リスクと対応）を確認した上で、必ず津幡町の Google アカウントで利用してください。
- ・検索エンジンに組み込まれた生成 AI 等、既存サービスに入り込んでいる生成 AI の利用制限は現時点では設けませんが、本ガイドラインを厳守の上で利用してください。